

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

奈良県人事委員会規則第十七号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二アの表中「6, 500円」を「6, 600円」に、「8, 400円」を「8, 500円」に、「11, 100円」を「11, 200円」に、「12, 000円」を「12, 100円」に改め、別表第二イの表中「8, 700円」を「8, 800円」に、「11, 200円」を「11, 300円」に、「11, 500円」を「11, 600円」に改め、別表第二ウの表中「8, 900円」を「9, 000円」に、「11, 000円」を「11, 100円」に、「12, 100円」を「12, 200円」に改め、別表第二エの表中「10, 900円」を「11, 000円」に、「11, 200円」を「11, 300円」に、「11, 700円」を「11, 800円」に改め、別表第二オの表中「15, 500円」を「15, 600円」に改め、別表第二カの表中「9, 600円」を「9, 700円」に、「11, 200円」を「11, 300円」に改め、別表第二キの表中「8, 000円」を「8, 100円」に、「10, 300円」を「10, 400円」に改め、別表第二クの表中「9, 200円」を「9, 300円」に、「11, 100円」を「11, 200円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。